

福井県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程

平成 17 年 1 月 1 日
福井県公安委員会規程第 16 号

改正

平成28年2月25日公委会規程第1号 令和3年3月15日公委会規程第2号

福井県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

福井県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）、福井県警察署協議会条例（平成13年福井県条例第2号。以下「条例」という。）及び福井県警察署協議会規則（平成13年福井県公安委員会規則第11号）の規定に基づき、福井県警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の委嘱等の手続その他の協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員候補者の推薦)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内（以下「管内」という。）における安全に関する問題について意見・要望等を表明するにふさわしい者を地域住民等（管内の住民、管内に通勤等をする者及び管内に事務所を置き営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。）の中から委員の候補者（以下「委員候補者」という。）として、福井県警察本部長（以下「本部長」という。）を経て公安委員会に推薦するものとする。

2 委員候補者の推薦に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、警察署協議会委員候補者推薦書（別記様式第1号）及び警察署協議会委員候補者名簿（別記様式第2号）により推薦するものとする。

- (1) 委員候補者は、地域住民等及び自治体、学校その他その業務上地域における安全に関する問題に日常的にかかわりをもつ団体等の関係者のうちから、その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者であること。
- (2) 自治体、自治会等の関係者から十分意見を聴くなどして、幅広く委員候補者の確保に努めること。
- (3) 特定の居住地域、所属組織、年齢層等特定の分野に偏り、又は固定化することのないようにすること。
- (4) 委員として会議への出席が十分見込まれる者であること。

(委嘱予定者の選考)

第3条 公安委員会は、署長から推薦された委員候補者について審査し、その中から適任者（以下「委嘱予定者」という。）を選考し、決定するものとする。

(就任の依頼及び報告)

第4条 署長は、公安委員会から委嘱予定者の決定の連絡を受けたときには、委嘱予定者

に対し委員就任の依頼を行うとともに、その結果について本部長を経て公安委員会に報告するものとする。

- 2 公安委員会は、署長が前項の委員就任の依頼を行うに当たって必要があると認めるときには、委嘱予定者の雇用主その他の関係者に対し、警察署協議会委員の委嘱の同意について（依頼）（別記様式第3号）により通知して同意書（別記様式第4号）の提出を求めるものとする。

（委員の委嘱）

第5条 公安委員会は、法第53条の2第3項の規定により委員の委嘱を行うときには、委嘱状（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

（委員の解嘱事由）

第6条 条例第3条第3項に規定する委員としてふさわしくない行為があったときその他特別の事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

- (1) 刑罰法令に違反する行為があったとき。
- (2) 反社会的又は反道徳的な行為があったとき。
- (3) 心身の故障、管轄区域外への転居等委員としての要件を欠き、又は責任を果たすことができないと認められるに至ったとき。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない行為があったとき。

（委員の解嘱）

第7条 署長は、委員が前条各号のいずれかの事由に該当すると認めるときには、警察署協議会委員解嘱上申書（別記様式第6号）により本部長を経て公安委員会に報告しなければならない。

- 2 公安委員会は、条例第3条第3項の規定により委員を解嘱しようとするときには、当該委員に対し、福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を与えなければならない。

- 3 委員の解嘱は、前項の手続を経た上で、解嘱状（別記様式第7号）を交付して行うものとする。ただし、当該委員の所在が不明であるとき、又は弁明の機会の付与の通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、弁明の機会を与えないで解嘱するものとする。

（委員の辞職）

第8条 署長は、委員からその任期中に辞職の申出を受けたときには、当該委員からの辞職願（別記様式第8号）に警察署協議会委員辞職承認願（副申）（別記様式第9号）を添え、本部長を経て公安委員会に報告するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の辞職の申出を承認し、解嘱を行うときには、解嘱状（別記様式第10号）を交付して行うものとする。

（補欠委員の選出）

第9条 公安委員会は、委員に欠員が生じたときには、任期の満了が近いなど特別の理由がある場合を除き、速やかに補欠の委員を委嘱する手続をとるものとする。

（地域住民等に対する周知）

第10条 署長は、公安委員会が委員の委嘱をしたときには、当該委員の氏名及び住所を管内の地域住民等に周知させるよう、適当な措置をとるものとする。

(意見等に関する措置)

第11条 署長は、協議会から意見、要望その他の申出を受けたときには、これを尊重し、警察署の業務運営に反映させるよう努めなければならない。

(委員以外の出席者)

第12条 署長は、協議会の会議に出席するものとする。

2 署長は、必要に応じ、部下職員を会議に出席させることができる。

(会議録の作成)

第13条 署長は、会議が開催されたときには、警察署協議会会議録(別記様式第11号。以下「会議録」という。)を作成し、協議会の確認を得て保管するものとする。

2 署長は、作成した会議録の写しを福井県警察本部警務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経て本部長に送付するものとする。

3 会議録の保存期間は、5年とする。

(会議の公表等)

第14条 会議の公開については、各協議会において決定するものとする。

2 署長は、議事概要について個人のプライバシーに関する部分を除き、協議会の了解を得た上で公表するものとする。

(代表者会議の開催)

第15条 公安委員会は、各協議会の運営について協議及び情報交換を行うため、各協議会の会長の出席による代表者会議を概ね年1回開催するものとする。

(災害の報告)

第16条 署長は、委員に係る公務災害の発生を認知したときには、速やかに本部長を経て公安委員会に報告するものとする。

(災害補償)

第17条 委員の災害補償については、福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福井県条例第33号)及び福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年福井県規則第30号)の定めるところによるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第18条 委員の報酬及び費用弁償については、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和29年福井県条例第3号)の定めるところによるものとする。

(協議会の事務)

第19条 福井県警察本部における協議会に係る事務(第17条に関する事務を除く。)は、総務課長が行う。

2 総務課長は、協議会が効果的に運営されるように、関係する所属長と連携を図るものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成28年2月25日福井県公安委員会規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日福井県公安委員会規程第2号)

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

別記様式省略